○国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和6年10月1日告示第97号) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　国見町は、ふくしま創生総合戦略及び国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、福島県外の大学等を卒業した学生の国見町内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行うもののほか国見町が独自で行う地方就職学生支援事業において、福島県外の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び同法第126条第2項に規定する専門学校をいう。以下同じ。）を卒業して、国見町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条　地方就職支援金の金額は次の各号のとおりとし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。ただし、就職先企業から交通費の支給を受けている場合は、別表に掲げる基準額を上限とし、往復交通費に要した経費（以下「実費」という。）と就職先企業から支給を受けた交通費の差額の2分の1の範囲内で支給するものとする。

(1)　別表に掲げる基準額とする。ただし、実費が基準額を下回った場合は、実費支給とする。

(2)　福島県外での採用選考の場合（合理的な場所に限る。）は、基準額を上限とし、実費の2分の1の範囲内での支給とする。

(交付回数)

第3条　1人につき1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条　申請時において、次に掲げる要件を満たす申請者を対象とする。

(1)　移住等に関する要件

次に掲げる要件を満たすこと。

(ア)　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　大学等の卒業年度において、福島県外のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業する見込みである。

(ii)　大学等の卒業年度において、福島県外に継続して在住している。

(イ)　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　福島県内に所在する企業に就職することが内定している。ただし、大学等の卒業年度の6月1日以降の採用選考（オンラインを除く。）で、大学等の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。

(ii)　卒業後に上記内定企業に就職し、国見町に移住する意思を有している。

(ウ)　その他要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ii)　日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(iii)　その他福島県又は国見町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2)　就業に関する要件

次に掲げる要件を満たすこと。

(ア)　就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　勤務地が福島県内に所在すること。

(ii)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(iii)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(iv)　就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ)　就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(ii)　前記（ア）(ⅰ)の地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第5条　地方就職支援金の申請者は、補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）、誓約書（第1号様式（別紙1））、個人情報の取扱い同意書（第1号様式（別紙2））、内定証明書（第2号様式）、交通費の領収書等及び本人確認書類に加え、前条の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条　交付決定を行った申請者に対しては、交付決定を行った日から1か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条　申請者が補助金の交付決定を受けた後に、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、補助金交付決定通知書再交付願（第4号様式。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条　町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書（再交付）（第5号様式）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条　福島県及び国見町は、国見町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、国見町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条　町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び国見町が認めた場合はこの限りではない。

(1)　全額の返還

(ア)　虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(イ)　申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

(ウ)　申請日から1年以内に国見町に転入しなかった場合

(エ)　就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。

(オ)　転入日から3年未満に国見町以外の市区町村に転出した場合

(2)　半額の返還

転入日から3年以上5年以内に国見町以外の市区町村に転出した場合

(雑則)

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、福島県と国見町が協議して定める。

附　則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出発地 | | 基準額 |
| 地方 | 都道府県 |
| 北海道 | 北海道 | 25,000円 |
| 東北 | 青森県 | 13,000円 |
| 岩手県 | 9,000円 |
| 宮城県 | 3,000円 |
| 秋田県 | 12,000円 |
| 山形県 | 3,000円 |
| 北関東 | 茨城県 | 7,000円 |
| 栃木県 | 6,000円 |
| 群馬県 | 12,000円 |
| 首都圏 | 埼玉県 | 8,000円 |
| 千葉県 | 9,000円 |
| 東京都 | 8,000円 |
| 神奈川県 | 10,000円 |
| 甲信越 | 山梨県 | 12,000円 |
| 新潟県 | 17,000円 |
| 長野県 | 14,000円 |
| 北陸 | 富山県 | 20,000円 |
| 石川県 | 20,000円 |
| 福井県 | 21,000円 |
| 東海 | 愛知県 | 18,000円 |
| 岐阜県 | 19,000円 |
| 静岡県 | 14,000円 |
| 三重県 | 20,000円 |
| 近畿 | 大阪府 | 21,000円 |
| 京都府 | 20,000円 |
| 兵庫県 | 21,000円 |
| 滋賀県 | 21,000円 |
| 奈良県 | 21,000円 |
| 和歌山県 | 23,000円 |
| 中国 | 鳥取県 | 26,000円 |
| 島根県 | 27,000円 |
| 岡山県 | 24,000円 |
| 広島県 | 26,000円 |
| 山口県 | 28,000円 |
| 四国 | 徳島県 | 27,000円 |
| 香川県 | 25,000円 |
| 愛媛県 | 28,000円 |
| 高知県 | 28,000円 |
| 九州 | 福岡県 | 30,000円 |
| 佐賀県 | 32,000円 |
| 長崎県 | 34,000円 |
| 熊本県 | 34,000円 |
| 大分県 | 32,000円 |
| 宮崎県 | 35,000円 |
| 鹿児島県 | 37,000円 |
| 沖縄 | 沖縄県 | 38,000円 |

第1号様式(第5条関係)

補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

[別紙参照]

第1号様式（別紙1）(第5条関係)

誓約書

[別紙参照]

第1号様式（別紙2）(第5条関係)

個人情報の取扱い同意書

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

内定証明書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

補助金交付決定通知書再交付願

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

補助金交付決定通知書（再交付）

[別紙参照]